

# 令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業 仕様書

## 1 事業の概要

### (1) 事業の名称

令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業

### (2) 事業の目的

社会が急激に変化する中で、複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、学校の指導体制の充実を図る必要があり、多様な人材の確保が課題となっている。『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）（以下、「答申」という。）において、優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方の検討の方向性について盛り込まれた。答申を踏まえ、「公立学校教員採用試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性」（令和5年5月31日文科科学省）（以下、「方向性の提示」という。）において、各教育委員会がそれぞれ試験問題を作成・実施している第一次選考に係る負担の軽減を図り、第二次選考でのより丁寧で人物重視の選考作業や、学校現場の教育課題へのよりきめ細かな支援に注力できるようにする観点からも、公立学校教員採用選考に係る第一次選考の全国共同実施（以下、「共同実施」という。）の実現可能性について調査・検討を進める必要性が指摘された。その後、共同実施の実現に向けて、より多くの自治体が参画可能な仕組みの構築を図るに当たり、具体的な論点等について意見交換・検討を行うため、「教員採用選考試験に係る第1次選考の共同実施に向けた検討会議」が設置され、令和6年10月に「共同実施の論点整理・試案について」が取りまとめられるなど、共同実施に向けての検討を実施した。その検討結果等も踏まえ、令和7年7月に教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会（以下、「協議会」という）が設立され、令和9年度に実施される教員採用選考試験の一次試験の問題作成を共同で実施すべく、実施の詳細について議論が行われているところである。

これらのことを踏まえ、令和9年度に協議会に参画する自治体が教員採用選考試験において使用する第一次試験の試験問題の作成を実施するものである。

### (3) 作問内容

各教育委員会で実施されている教員採用選考試験（以下、「選考試験」という。）における第一次選考の共同実施において使用することを想定した、選考試験の問題の検討、作成を以下の内容で**4組(3日程分+予備日分)分実施**すること。ただし、受託者による提案の内容のうち、協議会が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。なお、追加する内容は別に定める。

試験問題の検討に当たっては、各自治体ですでに実施されている選考試験の問題を分析し、傾向や狙いを十分に踏まえること。

作成する試験問題は以下のとおり。全てマークシートにより機械的に採点を行うことを想定した、原則5肢択一式の問題とすること。ただし、数学については、数字記号選択式とすること。また、作成した問題の難易度に応じ、協議会と協議の上、択一の数を変更する可能性がある。

試験問題は受託者にて案の作成を行った後、協議会にて確認、修正指示を行うため、指示に従って修正すること。

① 以下の教科については、以下の試験時間、問数で作問を行うこととする。

試験時間及び問数：60分25問（ただし、教養（一般教養、教職教養）については60分40問とし、一般教養10問、教職教養30問とする。）

作成対象教科：

- ・ 教養（一般教養、教職教養）
- ・ 国語（中学・高校共通）
- ・ 英語（中学・高校共通）
- ・ 保健体育（中学・高校共通）
- ・ 音楽（中学・高校共通）
- ・ 美術（中学・高校共通）
- ・ 家庭（中学・高校共通）
- ・ 技術（中学）
- ・ 書道（高校）
- ・ 情報（高校）
- ・ 商業（高校）
- ・ 農業（高校）
- ・ 水産（高校）
- ・ 看護（高校）
- ・ 福祉（高校）
- ・ 特別支援教育
- ・ 養護教諭
- ・ 栄養教諭

② 理科、社会、工業については、教科共通問題と分野選択問題から構成することとし、以下の形式で作問を行うこととする。

試験時間及び問数：60分、共通問題15問＋選択問題10問

（理科）

- ・ 中学・高校理科（共通問題）
  - ・ 中学・高校理科（選択問題）…… 物理・化学・生物・地学・中学校理科
- （※）選択問題は、上記5分野から1つを選択して回答することを想定。

(社会)

- 中学・高校社会（共通問題）
  - 中学・高校社会（選択問題）…… 倫理・政治経済・地理・日本史・世界史・中学校社会
- (※) 選択問題は、上記6分野から1つを選択して回答することを想定。

(工業)

- 工業（共通問題）
  - 工業（選択問題）…… 機械・電気／電子・建築・土木・化学
- (※) 選択問題は、上記5分野から1つを選択して回答することを想定。

③ 数学については、教科共通問題と分野選択問題から構成することとし、以下の形式で作問を行うこととする。

試験時間及び問数：60分、共通問題20問＋選択問題5問

- 中学・高校数学（共通問題）
  - 中学・高校数学（選択問題）…… 中学数学・高校数学
- (※) 選択問題は、中学校数学もしくは高校数学から1つを選択して回答することを想定。

④ 小学校については、以下の試験時間、問数で作問を行うこととする。

試験時間及び問数：60分、25問

作成対象教科：

- 国語 3問
- 社会 3問
- 算数 3問
- 理科 3問
- 生活 1問
- 音楽 3問
- 図画工作 2問
- 体育 2問
- 家庭 2問
- 外国語 3問

作成した問題を PDF ファイル・Word ファイルの両方で協議会に提出すること。ただし、いずれの段階においても、試験問題が漏洩しないような措置を講ずること。

試験問題の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- 各自治体で行われている選考試験の問題を参考にしつつ、単に各自治体で行われている選考試験の問題の類題のみを作成するのではなく、令和7年度に文部科学省で実施してい

る「令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（各自治体が実施する教員採用選考の試験問題の分析及びモデル問題の作成）」（以下、「文科省事業」という。）で作成したモデル問題も参照しつつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のメッセージ性も考慮し、授業において児童生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面などの児童生徒の学習を指導する過程を意識した問題の場面設定を重視するなど、単なる知識再生型ではない、思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題を一部含んで作成すること。なお、問題全体に占める、上記の趣旨を含んだ問題の割合については、文科省事業において作成されたモデル問題を参考とすること。

- ・ 試験の作成に当たっては、必ず各教科の内容に詳しい有識者（大学の教授、准教授等の教員や教育委員会の指導主事、指導主事経験者等）の確認を経ること。なお、落札者に対しては、協議会事務局より各教科の有識者が紹介される予定であり、必ず紹介された有識者に問題の確認を依頼すること。その際、有識者の希望を踏まえ、落札者より、行政機関の基準に準じた謝金・旅費等を支払うこと。
- ・ 大卒程度の能力を持った者が受験することを想定した難度とすること。また、選考試験であることを踏まえ、能力差を適切に測ることのできるよう、問題ごとの難度を調整すること。
- ・ 可能な範囲で、配点例を示すこと。その際は、各科目 100 点満点となることを想定して配点すること。
- ・ 差別又は差別を助長させる内容、公序良俗に反する内容等は出題しないこと。
- ・ 小学校については、教科で区分せずに一つの試験区分として作問を行うこと。中学校・高校については、教科ごとに試験区分として作問すること。特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭については、それぞれ一つの試験区分として作問を行うこと。
- ・ 中学校と高校は、特段の指定がない教科については、中学校と高校の試験問題は合同とする。
- ・ 別紙1のスケジュールに沿って作問、協議会への作問内容の協議を行った上で、協議会との協議の内容を反映し、問題を完成させること。特に、作成した問題については、当該教科の担当自治体による確認を2回、当該日程の全参加自治体での確認を1回行うこと。また、問題に対する協議会からの指摘については、原則反映すること。
- ・ 各問題の引用文献等、作問の基礎となった資料は出典を明示すること。また、当該資料のうち、自治体が問題を確認する際に特に必要となる書籍等については、最低限必要になる冊数を購入した上で、問題を主に確認する自治体に配布すること。（各日程において、教科ごとに3自治体程度が主に問題を確認予定）
- ・ 問題の難度に応じ、解説を付すこと。
- ・ 作問の際、誤字・脱字がないように確認した上で、問題全体の構成、配置等を整えて、協議会に協議、提出すること。
- ・ 作成した試験問題に誤りがあった場合、契約期間の内外に関わらず、差し替え対応や正誤に関する説明資料作成等を協議会の求めに応じ実施すること。
- ・ 作成した問題については、各試験実施日以降に、各教科5問を上限として公表すること。公表する5問は、協議会と協議の上、事業者にて選定し、公表用のデータを協議会に提供すること。

(4) 作成物の電子媒体での提供

本事業で作成した試験問題等は編集可能な電子媒体（PDF ファイル・Word ファイル）で協議会に提供すること。

(5) 納入品の検収

納入品（試験問題、その他本事業の目的達成のために作成された資料等）について、仕様書記載事項が充足されていることを、協議会が確認したことをもって検収とする。

(6) 事業全体の管理

事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

ア 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。

イ 事業全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者にも再委託することを可能とするが、予め書面による承認を受けること。その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。また、事業における総合的企画、運営、業務遂行管理、業務手法の決定、技術的判断等の事業の根幹を担う業務については、再委託ができないことに留意すること。

ウ 協議会が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、協議会の了承を得た上で速やかに改善すること。

(7) 情報セキュリティを確保するための措置

事業全体を通して、機密の保持の遵守を図るために必要な措置を講ずること。また、事業全体を通して想定されるリスク（機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。問題の作成・保管・送付に当たっては、別紙2により、情報漏えい等の防止のための措置を講ずるとともに、不測の事態にも迅速に対応することができるようにすること。

(8) 事業者間の引継

次年度以降の事業の実施に当たり、事業者間で引継が必要となる事項については、次年度以降の受託業者への引継に協力すること。

(9) 守秘義務

本事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。また、当該の情報は協議会が指定する時期に適切に廃棄すること。

(10) 著作権等の帰属について

ア 本事業で作成した問題（国語の問題文等の著作権及び、この事業開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）をはじめとしたすべてのものの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の

3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）は、協議会に帰属するものとする。

イ 協議会及び協議会の指定する者に対し、著作者人格権（著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権））を行使することができないものとする。

ウ 本事業で作成する問題に関して、イラスト、写真、音楽等の使用に関して、著作権等の許諾が必要な場合は、その費用の支払いも含め、一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

(1 1) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、協議会と適宜協議を行うものとする。

## 委託業務のスケジュールイメージ

## 5月8日（土）実施分

時 期		内 容
令和8年	5月～9月中旬	事業者における作問
	9月中旬～11月中旬	協議会担当自治体による確認①、指摘を反映
	11月	協議会担当自治体による確認②、指摘を反映
	12月	当該日程の全参加自治体での確認
令和9年	1月	問題完成、問題配付①（問題データ）
	2月中旬	問題配付②（形式を整えた形で配付）

## 6月12日（土）実施分

時 期		内 容
令和8年	5月～9月中旬	事業者における作問
	9月中旬～11月中旬	協議会担当自治体による確認①、指摘を反映
	11月	協議会担当自治体による確認②、指摘を反映
	12月	当該日程の全参加自治体での確認
令和9年	1月	問題完成、問題配付①（問題データ）
	2月中旬	問題配付②（形式を整えた形で配付）

## 7月10日（土）実施分（及び予備問題）

時 期		内 容
令和8年	6月～11月中旬	事業者における作問
	11月中旬～1月下旬	協議会担当自治体による確認①、指摘を反映
令和9年	1月下旬～2月中旬	協議会担当自治体による確認②、指摘を反映
	2月中旬	当該日程の全参加自治体での確認
	3月上旬	問題完成、問題配付①（問題データ）
	3月下旬	問題配付②（形式を整えた形で配付）

注意：上記はおおよそのスケジュールであり、落札後に協議の上、協議会の指示に従って作業を進めること。

## 別紙2

### 情報セキュリティを確保するための措置

#### 1 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ

##### (1) 入退出について

- ア 作業場所・作業過程及び情報システムの設置環境におけるセキュリティの責任者を定めること。
- イ 立ち入ることができる者（以下「関係者」という。）を最小限に限定すること。また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
- ウ 関係者以外の立入を禁止すること。また、関係者以外の立入を防止するための措置を講ずること。
- エ 関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
- オ 関係者の入退出記録を取り、保存すること。
- カ 作業時間外において、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、立入を防止するための措置を講ずること。

##### (2) 情報・機器の持ち出しについて

- ア 原則、本事業に係る情報の持ち出しを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
- イ 本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。

#### 2 情報セキュリティ

##### (1) 情報システムへのアクセスについて

- ア 作問に関する情報を管理するシステムについては、協議会が特に必要と認める場合を除き、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
- イ 情報システムについて、各種のアクセス制御、ウイルス対策、ファイル共有ソフト（Winny等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
- ウ 各作業場所で使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御ウイルス対策、ファイル共有ソフト対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁ずること。
- エ 情報システムへのアクセスを可能とする者（以下「認証者」という。）を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや変更の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。

##### (2) 緊急時の対応について

- ア 大規模な災害や障害が発生した場合に、情報システムについて、機能の継続または迅速な復旧が可能となる措置を講ずること。
- イ 情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。